

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 7 号

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例

恵庭市火災予防条例（昭和 3 8 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 35 条の 3 （略） (消火器具に関する基準) 第 36 条 <u>次の</u> ____各号に掲げる防火対象物には、令別表第 2 においてその消火に適応するものとされる消 火器又は簡易消火用具(以下「消火器具」とい う。)を当該防火対象物の階ごとに、その各部分 から 1 の消火器具に至る歩行距離が 20 メート ル以下となるように設けなければならない。 (1)～(3) (略) 2～4 (略) 第 37 条・第 38 条 (略) (避難器具に関する基準) 第 39 条 次の各号に掲げる防火対象物の階(建	第 1 条～第 35 条の 3 （略） (消火器具に関する基準) 第 36 条 <u>令第 10 条第 1 項に定めるもののほか、</u> <u>次の</u> 各号に掲げる防火対象物には、令別表第 2 においてその消火に適応するものとされる消 火器又は簡易消火用具(以下「消火器具」とい う。)を当該防火対象物の階ごとに、その各部分 から 1 の消火器具に至る歩行距離が 20 メート ル以下となるように設けなければならない。 (1)～(3) (略) 2～4 (略) 第 37 条・第 38 条 (略) (避難器具に関する基準) 第 39 条 次の各号に掲げる防火対象物の階(建

現行	改正案
築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階を除く。)には、避難器具を設けなければならない。 (1) 令別表第 1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(11)項までに掲げる防火対象物の 2 階以上の階(<u>主要構造部</u>を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。)又は地階で、収容人員が 30 人以上のもの (2) (略) 2・3 (略) 第 40 条～第 56 条 (略)	築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階を除く。)には、避難器具を設けなければならない。 (1) 令別表第 1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(11)項までに掲げる防火対象物の 2 階以上の階(<u>特定主要構造部</u>を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。)又は地階で、収容人員が 30 人以上のもの (2) (略) 2・3 (略) 第 40 条～第 56 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。